

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年1月12日(金)午後3時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 欠席委員

13番	林			勉	
-----	---	--	--	---	--

(事務局長)

ご案内をしておりました時間になりましたので、平成30年第1回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

新年あけましておめでとうございます。委員の皆様におかれましては穏やかに新春をお迎えになられたこととお喜び申し上げます。

それでは開催に先立ちまして、信貴町長より新年のごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

(町長)

町長あいさつ

(事務局長)

ありがとうございました。信貴町長におかれましては、次の公務がありご退席されます。後ほど、本日の恒例となっております6時からの新年会にはご出席いただけることになっていきますので、後ほどよろしくお願ひ致します。

(町長)

それでは勝手を申し上げますが、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

～ 町長 退席 ～

(事務局長)

それでは総会のほうに入らせていただきたいと思います。本日の総会の開催にあたりまして、林勉委員から所用で遅れられるとの連絡が入っておりますのでご報告させていただきます。本日の出席委員につきましては、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名ということで、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願ひしたいと思います。

(会長)

会長あいさつ

(会長)

本日の議案は、

- 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口)) 5件
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について(納税猶予(出口)) 1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 5件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転) 1件

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。1番の藪内委員、2番の村田委員でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、相続税の入口の分を議題といたします。受付番号1について、事務局より説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる12月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 5番 吉川委員
- 6番 上田委員
- 8番 内田裕夫委員
- 9番 小寺委員
- 10番 西村職務代理者
- 19番 茨木委員

事務局3名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号1につきまして議案書1ページをご覧ください。こちらの内容につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明願ということで、納税猶予の入口というものでございます。

(事務局)

(納税猶予(入口))の説明

それでは議案書にもどりまして、内容については記載のとおりです。所在地については、詳細地図及び該当地の写真1ページと2ページをご覧になり、審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、まず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願い致します。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

はい、ご苦労様でした。議案第1号受付番号1の説明と現地調査の報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。それでは、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号1について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

挙手全員。よって、適正に管理され、適格者であると証明します。

続きまして受付番号2について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第1号受付番号2につきましては、議案書2ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当地の写真3ページと4ページをご覧になり、審議をお願いします。

よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、引き続き現地調査の報告を調査委員、よろしくお願い致します。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

議案第1号受付番号2の説明と現地調査の報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。はい、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号2について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

挙手全員。よって、適正に管理され、適格者であると証明をします。

続きまして受付番号3について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第1号受付番号3につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

これにつきましては、先ほどの受付番号2の案件と農地が重なっている部分がございますので、ご注意願います。所在地につきましては、詳細地図及び該当地の写真、3ページから6ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願い致します。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号3の説明と現地調査の報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号3について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理され、適格者であると証明を致します。

続きまして受付番号4と受付番号5は、対象農地が同じでございますのでまとめて報告を願います。

事務局より説明願います。

(事務局)

議案第1号受付番号4につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

また、受付番号5については議案書5ページをご覧ください。先ほど会長からありましたとおり、農地のほうが同じとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当地の写真、7ページと8ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、引き続きまして現地調査の報告を調査委員、よろしくお願い致します。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号4と受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

はい、ご苦労さまでした。議案第1号受付番号4と受付番号5の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4と受付番号5について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理され、適格者であると証明します。

それでは次に、議案第2号相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口のほうを議題と致します。

受付番号1について、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1につきまして議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちら、納税猶予の出口ということで、先ほどの議案第1号の入口とは逆に20年経過した納税猶予の案件の農地で、農地として適正に管理されておった確認をいただいております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の9ページから13ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願い致します。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

はい、ご苦労様でした。議案第2号受付番号1の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告を致します。

次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定でございますが、議題とします。受付番号1について、事務局より説明願います。

(事務局)

はい、議案第3号受付番号1につきましては議案書7ページをご覧ください。利用権設定でございますので、農地の貸し借りの案件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真14ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日5件ございますけれども、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひ致します。

(●●委員)

議案第3号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

はい、ご苦労様でした。議案第3号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定を致します。

続きまして議案第3号受付番号2と受付番号3につきましては、借り手のほうが同じですのでまとめて、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第3号受付番号2と受付番号3につきまして議案書8ページと9ページをご覧ください。こちら、借り手のほうは農地所有適格法人の会社でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、15ページをご覧ください。

それでは会長、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、まず現地調査の報告を調査委員、よろしく願い致します。

(●●委員)

議案第3号受付番号2と受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号2と受付番号3の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それではご意見ご質問もないようでございます。

- (会長) それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2と受付番号3の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
- 全員挙手。よって、可とすることに決定を致します。
- 続きまして議案第3号受付番号4について、事務局より説明願います。
- (事務局) 議案第3号受付番号4につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましても、借り手のほうは農地所有適格法人でございます。
- 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真16ページと17ページをご覧ください。
- 会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。
- (●●委員) 議案第3号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
- 本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) はい、ご苦労様でした。議案第3号受付番号4の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- よろしいですか。それではご意見ご質問ないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第3号受付番号4の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
- 全員挙手。よって、可とすることに決定を致します。

(会長) 続きますして議案第3号受付番号5について、事務局より説明願います。

(事務局) 議案第3号受付番号5につきましては議案書11ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真18ページをご覧ください。会長よろしくお願ひします。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひ致します。

(●●委員) 議案第3号受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長) 議案第3号受付番号5の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問ないようでございます。それでは採決に入ります。議案第3号受付番号5の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願ひします。

全員挙手。よって、可とすることに決定を致します。

次に、これから審議していただく議案第4号受付番号1につきましては、●●委員に關係する農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転の案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づきまして、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願ひ致します。關係議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●委員 午後4時0分 退席)

(会長) それでは、議案第4号受付番号1について事務局より説明願います。

(事務局) はい、議案第4号受付番号1につきましては議案書12ページをご覧ください。こちらは農地売買支援事業でございまして、地主の方から京都府農業総合支援センターに所有権移転する案件でございまして、その後の担い手につきましては、議案書右下、備考欄にございましてとおりです。その他の内容につきましては記載のとおりでございまして。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真19ページをご覧ください。所有権の移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願い致します。

(●●委員) 議案第4号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまして。

(会長) はい、どうもご苦労様でした。議案第4号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございせんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようございまして。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願い致します。

全員挙手。よって、可とすることに決定を致します。

(●●委員 午後4時3分 入室)

(会長)

それでは●●委員、入室をいただいた段階ですがこれで、本日子定をいたしておりました審議は全て終わりたいと思います。

午後4時3分 終了